

# 熊本市電波障害の防止に関する指導要綱

熊 本 市

熊本市電波障害の防止に関する指導要綱

制定 昭和51年 8月 1日制定  
 改正 平成 8年 8月 1日改正  
 平成21年 7月 1日建築指導課長決裁  
 平成22年 5月21日建築指導課長決裁  
 平成23年 6月22日建築指導課長決裁  
 令和元年（2019年）7月26日建築指導課長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、建築主等が中高層建築物等を建築する場合に、近隣居住者との間に生じる電波障害（テレビジョンまたはラジオの電波の受信に障害を生じるものをいう。以下同じ。）に関する紛争を防止し、地域住民の良好な居住環境を保全するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中高層建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物及び法第88条に規定する工作物（以下「建築物等」という。）で当該建築物等の敷地の用途地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定するものをいう。）に応じて次の表に掲げる高さを有するものをいう。

用途地域	高さ
第一種低層住居専用地域	10メートル
第二種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
未指定区域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	

- (2) 建築 中高層建築物等の新築、増築、改築及び移転をいい、工事期間中を含む。  
 (3) 建築主等 中高層建築物等の建築主、築造主、設計者、工事監理者及び工事施工者をいい、国、県及び市の機関を除く。  
 (4) 近隣居住者 中高層建築物等により電波障害を受ける者をいう。

（建築主等の責務）

第3条 建築主等は、中高層建築物等の建築にあたっては、電波障害が生じないよう対策を講じるとともに、近隣居住者との間に紛争が生じた場合は誠意をもって紛争解決に努めるものとする。

（電波障害の防止）

第4条 中高層建築物等を建築しようとする建築主等は、次の各号に掲げる事項を講じよう努めるものとする。

- (1) 建築確認申請（法第6条第1項又は法第6条の2第1項に規定するものをいう。次条において同じ。）を行う前に、放送電波の受信調査について経験と技術的能力がある調査機関に依頼し、電波障害の予測範囲とその改善方法等について検討すること。  
 (2) 建築主等は、中高層建築物等の建築により電波障害が生じたときは、近隣居住者及び前項の調査機関と協議し、その障害防止に必要な措置を速やかに講じること。  
 (3) 建築主等は、前項により必要な措置を講ずる場合において、共同アンテナその他の設備を設置する場合は、

その設置後におけるそれらの設備の維持管理に関する事項（地上デジタル放送受信時の対応を含む。）について、あらかじめ近隣居住者と協議すること。

（関係書類の提出）

第5条 建築主等は、建築確認申請を行なう前に、次の各号に掲げる書類を市長に2部提出するものとする。

- (1) 建築計画書（様式第1号）
- (2) 電波障害防止計画書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）

（指導）

第6条 市長は、前条の提出があった場合において、中高層建築物等の電波障害防止計画が不十分であると認められるとき、又は近隣居住者のテレビジョン又はラジオに著しい電波障害のおそれがあると認められるときは、建築主等に対し必要な措置を講じるよう指導することができる。

附 則

この要綱は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年（2019年）8月1日から施行する。

建築計画書

熊本市電波障害の防止に関する指導要綱第5条の規定により、 次のとおり届出ます。  熊本市長 (宛) 年 月 日  建築主氏名 印				受 付 欄	
				年 月 日	
				第 号	
				担当 印	
1. 建築主 住所・氏名		住所 氏名 (電話 )			
2. 設計者資格 住所・氏名 事務所名		( ) 級建築士 ( ) 登録第 号 ( ) 登録第 号 (電話 )			
3. 工事監理者資格 住所・氏名 事務所名		( ) 級建築士 ( ) 登録第 号 ( ) 登録第 号 (電話 )			
4. 工事施工者 住所・氏名		建設業登録第 号 (電話 )			
5. 敷地の位置	イ 地名地番	熊本市			
	ロ 用途地域		ニ その他の区域 地域、地区街区		
	ハ 防火地域	防火・準防火・指定なし	6. 工事種別	新築・増築・改築・移転	
7. 主要用途		8. 構造			
9. 建ぺい率		%	10. 容積率		%
11. 最高の高さ		m	12. 最高の軒の高さ		m
		申請部分		申請以外の部分	
13. 敷地面積		m <sup>2</sup>		合計	
14. 建築面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
15. 延べ面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
16. 階数		地上 階		地下 階	
17. 工事着工予定日		年 月 日		18. 工事完了予定日 年 月 日	

(添付図書) この計画書には、次の図書を添付してください。

- (1) 案内図及び配置図 (2) 立面図(縮尺1/100~1/300)

## 電 波 障 害 防 止 計 画 書

年 月 日

熊 本 市 長 (宛)

建築主 住所

氏名

印

建築物等による電波障害の防止計画について、次のとおり提出します。

建築物等の所在地、 用途地域及び名称	熊本市 用途地域…（ ）・名称（ ）
建築物等の概要	最高の高さ（工作物の高さ）（ ）メートル 軒の高さ（ ）メートル 階数（地下の階数を除く。）（ ）階
工事予定期間	工事着工 年 月 日 鉄骨建方、躯体完了 年 月 日 工事完了 年 月 日
電波障害調査実施者の 住所及び氏名	住所 氏名 <span style="float: right;">印</span>
電波障害を与えると 予想される世帯数	テレビ（ ）世帯 ラジオ（FM）（ ）世帯 調査実施者の所見
電波障害地区住民の 代表者の住所及び氏名	住所 氏名
電波障害防止計画	（改善のための措置及びその費用負担者並びにその対象世帯等を具体的に記載すること。）
調査機関名及び所見	機関名 所見

（添付図書） この計画書には次の書類を添付してください。

- （1） 電波障害に係る近隣居住者との協議決定事項を記載した書類があればその写し。
- （2） 建築物等周辺の電波障害防止計画範囲を示した地図。  
（調査機関の作成による1,500分の1～2,500分の1のもの。）

